

[事案 19-23] 契約転換無効確認請求

- ・平成 19 年 11 月 2 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 2 月 3 日 和解成立

< 事案の概要 >

転換後契約の契約成立日の説明が不十分であることから、転換後契約を無効とし転換前保険に復旧したうえで、あらためて契約転換をしてほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 6 月初旬、「加入している定期付終身保険の定期保険特約が同年 11 月に更新時期を迎え保険料が高くなる。同じ位の保険料で医療保障の充実した保険に変更しないか」と、営業担当者から契約転換を勧められ、6 月 21 日に契約用紙に記入したところ、更新時期まで転換前の保険を継続するつもりでいたのに、転換契約の成立日が、転換前保険の特約期間が満了した後の同年 11 月 1 日ではなく、翌月の 7 月 1 日になっていた。

営業担当者からは、転換申込みをすると翌月 1 日が転換契約日になるとの説明がなく、保険会社は、保険設計書の中に「契約基準日 7 月 1 日」との記載があると言うが、契約上重要な契約始期について口頭による説明が無いのは、重要事項の説明不十分に当たる。転換契約を無効とし、転換前保険に復旧し、あらためて転換前保険の更新時期である同年 11 月 1 日を契約成立日とする契約転換を認めて欲しい。

< 保険会社の主張 >

以下の理由により、契約転換は有効であり、申立人の申出に応じることは出来ない。

- (1) 約款では、契約成立日を保険契約上の責任開始日の属する月の翌月 1 日としている。本件の転換はキャッシュレス転換(*)であり、転換申込みも告知も平成 19 年 6 月 21 日であることから、同年 6 月 21 日に第 1 回保険料の払込みがあったとみなされ、6 月 21 日が責任開始日となり、契約成立日は翌月の 1 日である 7 月 1 日となる。

以上のことは、申立人が受領した冊子「ご契約のしおり - 定款・約款」の約款に記載されており、また簡単な説明も同冊子に記載されていることから、説明不足はない。

*「キャッシュレス転換」とは、転換後契約の第 1 回保険料を現金で払い込まず、転換前の契約の下取り価格を活用して保険料に充当する方法。

- (2) 申立人は、これまで昭和 57 年、平成元年、同 9 年と 3 回転換を行っており、いずれの転換契約の成立日も、転換申込みと告知を行った翌月 1 日となっていることから、申立人は、今回の転換契約の成立日が、転換申込みと告知を行った翌月の 7 月 1 日になることを当然知っていたはずである。

< 裁定の概要 >

申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづいて、契約成立日に関する保険会社側の説明不十分、「要素の錯誤」の成否等について審理を進めていたところ、保険会社より、「転換契約は有効のままとするが、契約者が転換契約を平成 19 年 11 月より開始と思っていたとの主張に配慮し、平成 19 年 7 月から 10 月まで

の転換前契約と転換後契約の差額保険料を解決金として支払う」という和解案の提案があった。

裁定審査会において同案について審理し妥当なものと考えられたことから、同案を申立人に伝えたところ、申立人が同意し和解が成立、和解契約書の調印をもって円満に解決した。